

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク Green Energy "law" Network

Toda Bldg. 4F, 1-21, Yotsuya, Shinjuku, Tokyo, JAPAN, Phone: +81-3 5366-1186, FAX: +81-3 3358-5359

2003年9月17日

九州電力株式会社
取締役社長 松尾新吾 殿

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」における 電力買取に関する公開質問状（再質問）

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN）
代表 飯田哲也

時下、ますますご清祥のことと存じ上げます。

私たち「自然エネルギー促進法」推進ネットワークは、自然エネルギー促進のために、政策提言を行っている環境NGOのネットワークです。

先に7月4日付けで、今年4月から施行されました「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下、新エネ利用特措法）に関連して、「電気のみ価値」の算定根拠について質問させて頂きました。ご多忙の中ご回答頂きありがとうございます。

しかし大変残念ながら、貴社の回答は、社会的通念に照らして、「説明責任」や「算定根拠」としての水準を満たしていないと考えます。「説明責任」とは、第三者的に検証可能な形で、論理的ないしは定量的に説明することをいい、また「算定根拠」も一般には算出方法およびそれに用いた根拠となる数字を指すものです。従って、以下の通り改めて質問させて頂きたいと存じます。

「電気のみ価値」の算定根拠について（再質問）:

(1) 定量的な根拠

貴社が公表されている新エネルギーの電気のみ購入価格に関して、定量的な算出根拠および算出方法を説明されたい。ちなみに、貴社の公表資料(2002年度有価証券報告書)に基づき当方が試算したところによると、「火力発電燃料費相当」は3.47円/キロワット時、「火力発電費用」は8.06円/キロワット時(いずれも2002年度)となり、貴社の数字(太陽光・風力・水力に対して3.30円/キロワット時)と食い違っているため、これをご説明願いたい。

(2) 季時別に購入価格が変動することの根拠

上に関連して、貴社はバイオマスからの「電気」に対する購入価格を、夏季平日昼間は4.20円/キロワット時、その他季平日昼間は3.70円/キロワット時、平日昼間以外は2.30円/キロワット時と公表しているが、「火力発電燃料費相当」でありながら、季時別に購入価格が変動することの具体的な根拠と妥当性を説明願いたい。

(3) 「火力発電燃料費相当」で妥当であることの説明

新エネルギーの購入によって削減されるのは、「火力発電燃料費相当」と回答されているが、とりわけ新エネルギー普及が公共性の高い目標であること、その買取が独占的な市場形態であることと照らして、「不当な低価格でないこと」を論理的に説明願いたい。

(4) 購入単価の見直しについて

貴社は「火力燃料費の大幅な変動その他の事情により、購入単価を見直すことがある」としているが、その算定根拠や算定方法を明らかにしていない上に、価格変動リスクを一方的に新エネルギー事業者に転嫁することは、新エネルギー普及が公共性の高い目標であること及びその買取が独占的な市場形態であることと照らして、公平性・公共性の観点から問題があるのではないかと懸念する。

お忙しいところ大変恐縮ですが、上記の点に関し、是非誠意あるご回答を頂けますよう、よろしく願い申し上げます。

* なお、誠に勝手ながら10月10日までにご回答頂ければと存じます。